旭日双光章を授けるる
辰巳　久種

旭日単光章を授けるる（以上三月二十七日）
上田　巖藏
田村　喜廣

旭日双光章を授けるる（各通）
及川　淳平

旭日単光章を授けるる（各通）（以上三月二十八日）
名畑　昭三
藤野　憲治

旭日双光章を授けるる
下条　英男

瑞宝小綬章を授けるる
上原登美男
須田　直人

瑞宝双光章を授けるる（各通）
田邊　昭
當銘　實

瑞宝双光章を授けるる（各通）
東　嘉十郎
上田　宏史

瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上三月二十五日）
長野　純治
山辺　運

瑞宝小綬章を授けるる
浅井　肇
北　良三

瑞宝双光章を授けるる（各通）
神保　久
千葉　常次

瑞宝双光章を授けるる（各通）
山城　秀吉
後藤　政志

瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上三月二十六日）
（京都大学名誉教授）
重永　昌二

瑞宝中綬章を授けるる
田代　穣

瑞宝小綬章を授けるる（各通）
赤池　叶
天野　寶弍

西川　陽三
山崎　勇

瑞宝双光章を授けるる（各通）
（新潟県警部）
原　堅志

眞鍋　清
宮城　榮

瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上三月二十七日）
加塩　功
片桐　宣次

（（独）統計センター職員）
高岡　清昭
高山　稔

星加　浩
宮城　嘉守

瑞宝双光章を授けるる（各通）
肱元　武志

瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上三月二十八日）
朝倉　一修
大越　光教

笠原　脩
金城　賢知

廣川　英彦
吉田　清一

林　芳太郎

瑞宝単光章を授けるる（以上三月二十九日）
戸澤　茂
宮下謙二郎

瑞宝双光章を授けるる（各通）
江口　弘一
藤原　光雄

瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上三月三十日）
（国立大学法人職員）
加藤　重樹

瑞宝中綬章を授けるる
小林　邦男

瑞宝双光章を授けるる
（青森県青森地域広域消防事務組合消防同令長）
大澤　辰八
西田　淳

瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上三月三十一日）
（長岡工業高等専門学校名誉教授）
高木　琢郎

瑞宝小綬章を授けるる
（准空尉）
角嶋　浩良

瑞宝単光章を授けるる（以上四月一日）
西岡　一治

瑞宝単光章を授けるる（四月二日）
平　英夫

瑞宝単光章を授けるる（四月三日）
椿　茂

瑞宝単光章を授けるる（四月四日）
丸木　希代

瑞宝双光章を授けるる（四月十二日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十三日午後四時御出門、第四回みどりの式典に御臨席のため、憲政記念館（千代田区）へ行幸啓、同五時三十四分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、五月三日午後五時四十三分御出門、特集陳列「平成二十二年新指定国宝・重要文化財」を御覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行幸啓、同六時五十三分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下はトーゴ国大統領フォール・ヨソジンナ・ニャシンぐ閣下の大統領再任につき、五月三日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年5月10日

国土交通大臣　前原　誠司

1　監督命令をした年月日　平成22年4月22日
2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社西日本住宅評価センター　大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番二十五号　代表取締役　西村光司
3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成22年5月21日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。
4　監督命令の原因となった事実　準防火地域として確認申請された建築物の敷地の一部が防火地域であったことを、担当した確認検査員が見逃し、建築基準法第61条（防火地域内の建築物）に適合しない建築計画を看過し確認済証を交付した。特定行政庁の建築計画概要書の審査により建築基準関係規定に適合しないことが判明し、当該確認済証が失効した結果、当該敷地を整地するための原状回復工事が発生した。

国家試験

平成22年度国家公務員採用Ⅲ種試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成22年5月10日　人事院事務総長　吉田　耕三

1　試験の名称　平成22年度国家公務員採用Ⅲ種試験
2　試験の区分　行政事務、税務、電気・情報、機械、土木、農業土木及び林業
なお、建築区分、化学区分及び農業区分は、行わない。
3　地域試験　農業土木及び林業以外の区分については、それぞれ次表に掲げる地域試験に区分し、実施する。

地域試験	地域の範囲（採用官署が所在する地域の範囲）
北海道地方で行う地域試験（以下「北海道地方の試験」という。）	北海道
東北地方で行う地域試験（以下「東北地方の試験」という。）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東甲信越地方で行う地域試験（以下「関東甲信越地方の試験」という。）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
東海北陸地方で行う地域試験（以下「東海北陸地方の試験」という。）	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県

試験区分	行政事務	税務	電気・情報	機械	土木
北海道地域	○	○			
東北地域	○	○			
関東甲信越地域	○	○	○	○	○
東海北陸地域	○	○		○	○